

次期障害者計画（令和3年度～令和8年度）の基本目標について

障害者計画では、基本理念や基本指針を基に、1～7の基本目標を施策の柱として障害者の福祉施策を総合的に推進していきます。

各基本目標の考え方の概要は以下の通りです。

基本目標1：こころのバリアフリーの推進

「こころのバリアフリー」を実現して、様々な障壁（バリア）を取り除くため、あらゆる広報の機会や媒体の活用に努めながら、町民に対する啓発を積極的に進めていきます。

基本目標2：自立と社会参加の促進

障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上のバリアを取り除き、障害のある人が地域の中でいつまでも自分らしく社会参加できる環境の整備に努めます。

基本目標3：福祉・生活支援の充実

日常的な相談に対してどこに相談すればよいかわからないということのないよう、わかりやすい相談体制を確立し、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる環境を整備します。

基本目標4：保健・医療の充実

保健・医療・福祉等の連携を進め、保健・福祉サービスの充実に引き続き取り組んでいきます。また、乳幼児健康診査等を通じて障害や疾病の早期発見に努めるとともに、障害のある子どもや発達の遅れがある子どもの健やかな発達と成長を支援します。

基本目標5：雇用と就労支援の充実

事業主をはじめとして広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行い、働きたいという意向を積極的に支援していきます。

基本目標6：共に学び共に育つ環境の整備

障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応できるように、合理的配慮に基づく教育環境整備を行い、適切な指導と必要な支援の充実に図ります。そして、すべての児童生徒が共に学び、共に育つ「インクルーシブ教育」を推進していきます。

基本目標7：安心して暮らせる住みよいまちづくり

道路、公共的建物・施設などのバリアフリーをさらに促進し、すべての人にやさしいまちづくりを目指していきます。また、いざという時に迅速な対応ができるように、日頃から警察や消防などの関係機関や関係団体、地域住民や福祉施設等との連携を深め、災害時の地域支援体制を整備していきます。

次期障害者計画（令和３年度～令和８年度）の基本目標についてのご意見

前ページの資料を参考に、次期計画の基本目標に入れた方がよいと思う文言や表現、施策の内容に含めた方がよいと思うことなどがございましたら本意見準備シートにご記入をお願いいたします。

次期障害者計画全体構成に関するご意見、入れた方がよいと思う文言、表現などについてご意見をお書きください。